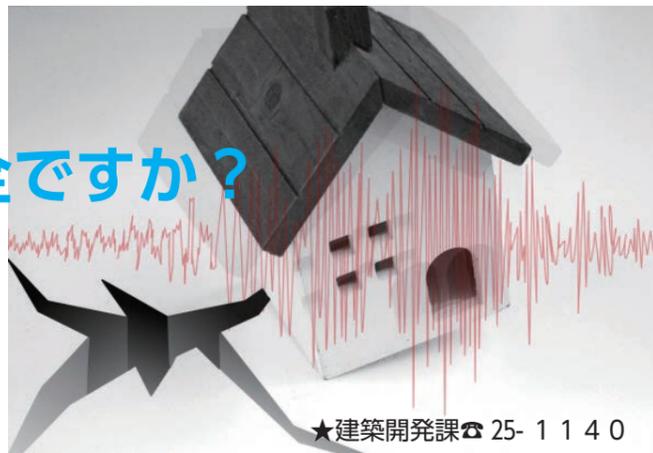


地震のとき あなたのお住まいは安全ですか？

市では、一定要件を満たす木造住宅の耐震診断、耐震改修、簡易耐震改修の補助金交付制度を設けていますが、これらに建替え工事にかかる補助が追加されました。下記の要件すべてを満たす居住者に予算の範囲内で交付します。
なお、補助金を受けるためには、業者との契約及び工事等を行う前に所定の手続きが必要となります。



★建築開発課 ☎ 25- 1 1 4 0

耐震診断補助金

●対象建築物

- ・市内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅又は店舗部分が2分の1未満の併用住宅
- ・昭和56年6月1日以降に増改築していない
- ・地階を除く階数が2以下
- ・耐震診断の補助対象者本人又は1親等以内の親族が所有している

●補助対象者

- ・対象建築物に居住し、市税を完納している人（居住者と所有者が異なる場合は、所有者も市税を完納していること）
- ・2020年2月28日(金)までに耐震診断の補助金の交付を請求できる人

●補助金額

耐震診断に要した費用の2分の1（上限5万円）

耐震改修等補助金

【木造住宅の建替え】

●対象建築物

- ・耐震診断補助金交付制度の対象建築物に該当した建築物
- ・耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断された建築物（市が行う無料耐震診断も利用可能）

●補助対象者 耐震診断補助と同じ

●補助の対象となる建替え工事

補助対象となる既存建築物を除却し、補助対象者が新たに住宅を建築する工事

※新築する住宅の構造は木造以外も可。

●補助金額

建替え工事に要した費用の23.0%（上限20万円）

【木造住宅の耐震改修】

●対象建築物 建替え補助と同じ

●補助対象者 耐震診断補助と同じ

●補助の対象となる耐震改修

- ・建築士事務所に所属する建築士が耐震改修設計を行うこと
- ・耐震改修の設計図は、耐震改修実施後の耐震診断で所定の構造強度が得られることが確認できるもの
- ・耐震改修工事の工事監理及び現場検査を建築士事務所に所属する建築士が行うこと

●補助金額

耐震改修工事に要した費用の23.0%（上限20万円）

【耐震シェルター・防災ベッドの設置（簡易耐震改修）】

●対象建築物 建替え補助と同じ

●補助対象者 耐震診断補助と同じ

●補助の対象となる簡易耐震改修

- ・所定の構造強度が得られることを公的機関等が確認したもの
- ・工事管理、現場検査は工事施工者が行うこと

●補助金額

- ・耐震シェルター
設置に要した費用の2分の1（上限20万円）
- ・防災ベッド
設置に要した費用の2分の1（上限10万円）

国民年金保険料 お得な納付方法のご案内

市民課国民年金係 ☎ 25- 1 1 1 4
市民福祉課市民税務係 ☎ 72- 1 3 3 3
熊谷年金事務所 ☎ 0 4 8- 5 2 2- 5 0 1 2

国民年金保険料は、まとめて前払い（前納）すると割引を受けることができます。

お得な前納の申込はお早めに！

前納すると、右表のとおり前納月数と納付方法に応じた割引が受けられるので、大変お得です。

その中でも、最も大きな割引を受けられるのが口座振替による2年前納です。申込期限は2月末日です。

また、前納は難しいという人も、当月末日の口座振替（早割）にするだけで月額50円の割引になります。

国民年金保険料の納付方法

①口座振替

手続き先 金融機関又は熊谷年金事務所

用意 年金手帳又は納付書、預(貯)金通帳、通帳届出印
※前納の新規・変更の申込期限は2月末日（6か月前納の後期は8月末日）です。



②クレジットカード納付

手続き先 熊谷年金事務所

（市から年金事務所への取り次ぎもしています）

用意 年金手帳又は納付書、クレジットカード、印鑑
※前納の新規・変更の申込期限は2月末日（6か月前納の後期は8月末日）です。



③日本年金機構から送付される納付書を使用し、金融機関、郵便局、コンビニ等の各窓口で納付

※納付書による前納は、4月から翌々年3月までの最大2年分を納めることができます（2年前納）。また、年度途中の月から翌年度末までの前納も可能です。2年前納の申込期限等については、熊谷年金事務所へお問い合わせください。なお、1年及び6か月前納については、年度当初に日本年金機構から送付される納付書に同封されているので、申込は不要です。



④電子納付（インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキング等）

手続方法等については、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。



（参考）平成30年度 国民年金保険料割引額早見表

	納付方法	
	口座振替	クレジット カード納付
2年前納 (4月～翌々年3月分)	15,650円	14,420円
1年前納 (4月～翌年3月分)	4,110円	3,480円
6か月前納 (前期：4月～9月分) (後期：10月～翌年3月分)	1,110円	800円
早割（当月末振替）	50円	

※1 割引額は当該年度の保険料額によって変動しますので、翌年度以降は変わる場合があります。
※2 早割ができるのは口座振替のみです。

平成30年度の国民年金保険料も忘れずに納付しましょう

平成30年度の国民年金保険料は月額16,340円です。納付期限は、納付対象月の翌月末日です。納付期限までに保険料を納めないと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、忘れずに納付しましょう。

確定申告に必要な「社会保険料控除証明書」が送付されます

平成30年10月2日から12月31日までの間で、平成30年中に初めて国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が2月上旬に日本年金機構から送付されますので、確定申告の際にご使用ください。なお、平成30年1月1日から10月1日までに納付した人には、昨年11月に送付済みです。

「社会保険料控除証明書」に関する問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル

☎ 0 5 7 0- 0 0 3- 0 0 4

（IP電話の場合は☎ 0 3- 6 6 3 0- 2 5 2 5）

熊谷年金事務所 ☎ 0 4 8- 5 2 2- 5 0 1 2